

**「第3次高知県DV被害者支援計画」及び県の取組に関する  
委員の意見(第4回会議)等への回答及び検討結果等一覧**

委員からの質問・ご意見など		回答・検討結果等	計画・資料の修正	
医療機関等との連携	1	医療機関用リーフレットは、県内のどういった医療機関に配布されて、どのように活用されているのか。また、医師会との連携の話があったが、今後、どういう形での普及、啓発を図っていくのか、具体的な内容があれば教えていただきたい。	医師会を通じて医療機関に配布をお願いした。今度、高知県医師会の地区別の協議会に出席し、パンフレットを配布して、DVについて説明をさせていただくが、今後もこういった機会を捉えて、医療機関に対して広報をやっていきたくと考えている。	なし
	2	直接、患者さんに対応する専門職も知っておくことが必要かと思うので、看護協会や医療福祉関係の職能団体にも、是非こういったものをお配りしていただけたらと思う。	看護協会にもお願いに行きたい。	なし
経済的支援の実施	3	社会福祉協議会や民間団体の貸付金は、仕事が決まっていなくて借りられないのが現状。当事者の方が、これから自立して部屋を借りるための支援にはならない。計画に列記していると、あてにして行って、全部断われることになるので、見直す必要があるのではないかと。例えば部屋を借りなければ生活保護にもつながらない人達が何も無く、自立する目処が立たない。なかなか働くことができず、精神的にも厳しい人達が、僅かでも支度金を何とか確保できるよう、部屋を借りるための貸付金を県が用意できないものか。特に自立支援施設に入れない方に対して、収入のしぼりのない貸付金が必要だど感じている。	現在は、一時保護所を退所して、アパート等に入る方については、家電製品や支援金による支援をしている。また、アパートに入居するための敷金等が不足する場合等は、引き続き自立支援施設（家賃と光熱水費は無料。食費の補助あり。）に入所して、働いて3ヶ月を目途に敷金を貯めることが出来る。さらに、危険性の低い方については、県職員住宅（家賃無料。光熱水費は自己負担。）に入居していただくことも可能となっている。	なし
	4	生活福祉資金には貸し付けの審査があり、早くて1週間、通常1ヶ月程度かかるため、即効性がない。そのため、当座の生活費を確保するための公的なサポート、枠組みを県が作るべきではないのか。市町村社協は、独自のお金でやっているため、やっていないところもあるかもしれない。そのため、住んでいるところで差が出ないように何らかの枠組みを作っていただきたいと思う。	当座の生活費やアパート等に入るための支度金を確保するため、ただちに新たな公的なサポートを実施することは困難で、まずは既存の制度を活用して支援を行うことになる。今後、県外の事例等も参考に支援の方法について検討を行いたい。	
	5	追加資料の①に、光熱水費は実費と書いている。何度も言うが、DV被害者はその日のお金に困っている。知事がDV被害者支援を充実させると言うのであれば、せめて困窮者支援制度の見直しが行なわれるまでの間は、例えば県が率先して単独事業でつなぎをやっていたらありがたい。	一時保護所や自立支援施設は光熱水費も公費で負担しているが、一方、県営住宅や市町村の公営住宅は入居者が各自負担することとなっている。公平性の確保の問題等、様々な観点から検討を行うこととしたい。	なし
	6	職員住宅の家賃が無料で、光熱費のみ自己負担とあるが、せめて最初の1ヶ月は光熱費を県が負担できないものか。		

委員からの質問・ご意見など		回答・検討結果等	計画・資料の修正
面会交流への支援	7	「面会交流の実施を円滑に実施するうえで、具体的にどういった形の協力が可能か検討します。」の表現について。先ごろ、長崎でのストーカー殺人事件もあったが、面会交流を「円滑に」行なわない方がいい場合もあり、面会交流の場を確保するのは非常に重要なことだが、面会交流へのより踏み込んだ支援、あるいは、どうかたちの面会交流が望ましいのか、加害者に向けてどういった対応が必要なのかということも含めて、検討いただけたらと思う。	あり 計画43P
	8	場所や、例えば弁護士等の付添人をつける費用を県がみる。当事者の方から、「子どもを連れ去られる可能性があるので弁護士をつけてほしい。その費用を加害者にみて欲しい。」と言われたことがある。「加害者がその費用をみるはずもないし、付添を要求するならあなたが出さなきゃ無理。」と言ったが、言いながらも非常に心苦しかった。県がその費用をみて、場所の確保ができれば、安心して面会交流ができると思う。	
被害者への情報提供	9	県外でDV被害を受けた方が、高知に帰りたいと思った時に安心して帰れるよう、場所等の情報が欲しい。県外で全く情報を得られないためにすごく不安になっている。一般的に広く情報を流すわけにはいかないだろうが、少しでも安心してできるような様々な情報の提供ができないものか。県外から移住して、住み続けてくれれば、少子化対策にもなる。	どういった情報が求められており、また、提供することが可能か、関係課と協議し、具体的な提供方法等について検討する。
	10	住む場所や、できるだけ人に会わないで済む就職先の情報など、DV被害者が必要な情報を、かまわない範囲でまとめたパンフレットや資料を被害者にお渡しする、県外の方にもお送りして、高知ではこうだということを伝えたらどうかと思う。	
	11	被害者ご本人だけでなく、親御さんや親戚の人、友人など、被害者に関係する方が市町村の窓口を利用した際に情報が目に触れるように、市町村の窓口にもそういった情報が行き届くようにしていただきたい。	
	12	県の一時的保護所を退所したDV被害者の方で、就学援助金がもらえることを全く知らず、子どもさんが小学校3年生になった時に初めて知って、申請したという方が来られた。それまで、制度を全然知らず、すごく苦しい生活をしてきた。そういう情報提供はものすごく必要だと思うので、一時的保護所から出る時にも是非情報提供の徹底をしていただきたい。	なし

委員からの質問・ご意見など		回答・検討結果等	計画・資料の修正	
居住支援協議会	13	<p>国土交通省の居住支援協議会のホームページによると、2025年には団塊の世代が高齢期に入り、パートナーの1人が先に亡くなり、独居高齢者が増える。1人になったお年寄りが家を住み替え、借り替える時に、居住支援協議会の役割は大きいと思う。</p> <p>追加資料の左から2つ目の枠に県の居住支援協議会が入っていない。困窮者のための県の役割の記載がないのは問題ではないか。</p> <p>また、連携図の左下の住宅の確保のところにも、居住支援協議会が入っていないが、県の大事な役割ではないかと思う。DV被害者もそうだが、2025年を迎えるまでに県下横断的に空き家情報をオープンにできるネットワークを構築しないといけないのではないか。DV被害者も含めて、まず住まいの確保がされないと安定した就労、仕事の継続はできない。</p>	<p>追加資料の左から2つ目の枠は、建物・施設を記載したもので、市町村についても、社協等が確保している住宅があるとお聞きしており、「市町村（生活困窮者自立支援センター）」と表記したもの。そのため、協議会はこの枠にはそぐわないと考える。</p> <p>なお、連携図の「住宅の確保」については、協議会そのものを入れず、県や市町村、民間事業者等が居住支援協議会にも関わっていると分かるような記載方法に修正する。</p>	あり 計画50P
	14	<p>母子生活支援施設に入所されている方が、経済的にも精神的にも自立する場合、住居を構える際の保証人が一番のネックになっている。自立可能だが、保証人がどうしても見つからないため、施設に入ったままの方も少なくはない。</p> <p>協議会による連帯保証の実績はあるのか。情報提供のみか。</p>	<p>居住支援協議会は、居住支援を要する方に対する入居の可能な民間住宅の情報を提供しているが、直接連帯保証は行っていない。居住支援を行ううえで、福祉との連携が重要との認識はあるが、現在は会員の「あまやどり高知」等のご協力による連帯保証を実施している程度。</p> <p>また、居住支援協議会の事務局をしている宅建協会への個別の相談や、宅建協会等が居住支援につながる相談会を開催し、その中で個別案件を対応した事例はあるが、協議会としての実績にあげられるものは、今のところはない状況。</p>	なし
加害者対応	15	<p>各地で加害者更生プログラムが実施されているが、どこも似たような内容。面会を行うと1日2時間で1万円、1週2時間で続けて大体1年間でプログラムが終わるが、その参加費用の他、参加するための時間の確保などがネックになっているようだ。</p> <p>ノウハウを持っている民間の団体と接触し、高知で取り入れるためにはどういった支援が必要か等、積極的に調べていただきたい。</p>	<p>今後も引き続き、国の動向や他県の情報等を積極的に収集していく。</p>	なし
	16	<p>医療的な治療による効果で、DVやストーカーが改善される事例もあることから、国内の医療機関の先生がDVやストーカーの事例を扱いながら、どういう治療が一番効果があるのか研究しているらしい。</p> <p>警察が関わっていく必要はあるが、今後は地方公共団体や国も積極的に関わって、医学的な面などから加害者対策を考えていかなければならない流れになっていると思う。</p>		

委員からの質問・ご意見など		回答・検討結果等	計画・資料の修正
シェアハウス改修費補助	17	<p>高知県は全国でもトップクラスで離婚率が高いが、母子寮は高知市と安芸の2ヶ所のみで、多くの方が部屋を借りて生活している。そのため、子どもの面倒のほか、DV被害者の方だと誰かが来た時にすごく不安を感じている。</p> <p>シェアハウスだと、仕事が遅くなっても、皆で一緒だから子どもの面倒も心配がない。子どももひとりでも安心できるということで、今、広がりを見せている。</p> <p>高知県でもシングルマザーのシェアハウスをと考え、物件を手に入れたが、改修費確保にあたっているが苦勞している。</p> <p>県としてシェアハウスのリフォームの補助等を考えていただければ非常にありがたい。</p>	なし
自立支援の充実の取組図	18	<p>実家等に帰られる方や施設に入所が決まった方の他、自立を希望しているが住む場がない人は、県職員住宅や自立支援施設に入ることを想定をしている。</p> <p>これは、一時保護所で保護された方が、自立に向けて、お金が十分になくても安心して次のステップに行けるように、今の政策の中でできるだけやっという主旨で作成したもの。</p> <p>お金があるとの表現については、誤解を受けるおそれがあるため修正する。</p>	あり 追加資料
	19		
	20		<p>「人」と「症状」や「状態」を書いた表記が併記されており、「生活困窮、借金などの問題を抱えている方」といった「人」の表記が適当であることから、整理したうえで、修正する。</p>
21	<p>連携図に、アルコール依存、依存症と書くのであれば、右の枠に支援団体も記載しないと不自然ではないか。</p>		